

福島市議会政策討論会実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、福島市議会基本条例（平成26年条例第〇号）第23条の規定に基づき実施する政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に、座長1人、副座長1人を置き、議長を座長とし、副議長を副座長とする。

（議事の決定）

第3条 討論会の議事の決定及び運営は、議会運営委員会が行う。

2 討論会で議題にしようとする案件がある場合は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあつては当該委員会の委員長、会派にあつては当該会派の代表者が取りまとめ、議長に議題を申し入れ、会派に属さない者にあつては、直接議長に議題を申し入れる。

3 議長は、申し入れのあつた討論会の議題を議会運営委員会に諮問し、当委員会において協議し、決定する。

（討論会）

第4条 討論会は、議会運営委員会からの要請に基づき、福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第159条第1項に規定する協議等の場として、座長が招集する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

3 討論会で議題となった事項に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

4 討論会は、議場において開催し、発言は座長の許可を得て自席において行う。

5 討論会は、原則公開とする。

（意見の活用）

第5条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

- （1）委員会における審査及び政策立案
- （2）市長その他の執行機関への政策提言
- （3）その他議会における政策形成への反映

（記録の作成）

第6条 座長は、職員に、討論会の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 座長は、作成された記録に署名するものとする。

2 討論会の記録は、議長が保管する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。